

- 協力学術研究団体の指定の審査事務にあたって、団体規程等に指定要件として規定されている「研究者」の範囲について

〔平成25年10月25日〕  
〔第34回科学者委員会決定〕

- (1) 大学、高等専門学校、大学共同利用機関等において研究に従事する者
- (2) 国立試験研究機関、特殊法人、及び独立行政法人等において研究に従事する者
- (3) 地方公共団体の試験研究機関等において研究に従事する者
- (4) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等において研究に従事する者
- (5) 民間企業において研究に従事する者
- (6) その他、当該研究分野について、学術論文、学術図書、研究成果による特許等の研究業績を有する者

#### 附 則

この決定は、決定の日から施行する。

#### 附 則（平成26年 4月10日第38回科学者委員会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

#### 附 則（令和2年 8月12日第38回科学者委員会決定）

この決定は、決定の日から施行する。